

Q.

海外で暮らす親族を健康保険の扶養家族とする場合の要件が変更になるそうですが、具体的にはどのように変更になるのでしょうか？

A.

現在は、海外に住んでいる親族であっても、続柄や収入等の要件を満たせば被扶養者とすることができますが、今年の4月1日より、これまでの要件に加え、原則「国内居住者」に限定されます。

★国内居住者とは

「国内居住者」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある方は、原則、国内居住要件を満たすこととなります。

ただし、住民票が日本国内にある場合でも、海外で就労しており日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、例外的に国内居住要件を満たさないものと判断して差し支えがなく、逆に、住民票が日本国内に無い場合でも、外国に一時的に留学をする学生の方や、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う方については、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱うことになっています。

なお、国内居住要件の例外として取り扱われる方は、下記のような方が該当します。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、②と同等と認められるもの
- ⑤ ①～④のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

★現在海外に在住する被扶養者および今年の4/1時点で国内の医療機関に入院している被扶養者の取扱い

現在既に海外在住で扶養認定されている被扶養者について、日本国内に住民票がない、また、国内居住要件の例外にも該当しない場合、4/1以降は被扶養者として認められないため、健康保険被扶養者（異動）届により、扶養削除の届出が必要です。

また、上記に当てはまる方で4/1時点で国内の医療機関に入院中の方は、退院した時点で、健康保険被扶養者（異動）届により、扶養削除の届出が必要です。（入院中であることを証明する書類（入院申込書や入院診療計画書の写し等）を会社に提出しておく必要があります。）

詳細および手続における添付書類等は、各機関にご確認ください。

被扶養者における国内居住要件の追加について（日本年金機構）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/20200121.html>